

公益認定申請及び公益法人の運営等に関する無料相談会（令和7年度第12回・内閣府主催事業）

オンライン開催

※ 本年度相談会は、対面方式を8回（東京都3回、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県各1回）、オンライン方式を7回、計15回の開催を計画し、このうち計11回が終了いたしております。

※ 残るはオンライン方式3回、対面方式（東京都）1回です。

※ 今年度の開催予定については、公益法人協会HPトップページ「新着情報」に掲載しております。



【開催日】2026年1月14日（水）

①13:00～、②14:00～、③15:00～、④16:00～（各50分）



【相談員】内閣府委嘱相談員（会計の専門家）

◎ オンラインミーティング用ツールZoomを使用します。（パソコンへのZoomアプリのダウンロードが必要です。）

◎ 当日のご参加（接続）は、法人にてご用意いただいたパソコン1台（カメラ・マイク付）に限らせていただきます。

※ 移動しながらのスマホやタブレットでのご相談はご遠慮ください。

申込締切：1月6日（火）

※応募の状況次第では、前倒しで締め切らせていただくことがあります。

参加ご希望の方は、公益法人協会HPトップページ <https://www.kohokyo.or.jp>「新着情報」より
参加申込書をダウンロード・ご記入の上、oyaku@kohokyo.or.jp宛メール添付でお申込みください。



今回は、財務規律と新公益法人会計基準（令和6年会計基準）に関するご相談を対象といたします。

（例えば、以下のようなご相談をお受けします）

- 本表と注記など、従来の財務諸表のどの部分を変える必要があるか。
- 区分経理を開始するにあたり、各経理区分ごとの資産の計上割合の基準をどのようにすればよいか。
- 現在所有している特定費用準備資金等の公益充実資金への移行と取扱規程について。
- 中期的収支均衡について。
- 公益目的事業継続予備財産の保有・活用方法等について。
- 令和8年度事業計画と収支予算書の作成について。
- 公益目的支出計画を実施中であるが、令和6年会計基準を採用しなければならないか。

（お願い）

1. ご希望のお時間をお選びいただけますが、担当相談員の専門分野とのマッチングによりご希望と異なる時間帯となる場合もございます。
2. できるだけ多くの法人にご参加いただくという観点から、今年度内で連続してのご参加はご遠慮いただく場合がございます。

お問合せ：（公財）公益法人協会 相談会事務局（担当：松野）

TEL: 03-4500-9166 Email: oyaku@kohokyo.or.jp

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-27-15 イントラ ns本駒込ビル7階